

村民だより

No. 371

平成8年 7月1日
東京都小笠原村役場
小笠原村父島字西町
電話 2-3111

平成3. 6. 1現在
住民基本台帳登録者数
世帯 1, 237
父島 1, 018
母島 219
人口 2, 282
父島 1, 852
母島 430
短期滞在者
人口 50
父島 38
母島 12

5月の気象 (父島)
平均気温 21. 5℃
最高気温 26. 1℃
最低気温 17. 1℃
平均湿度 86 %
月降水量 249. 5mm

硫黄島慰霊訪問及び

行幸啓記念碑除幕式開催!!

六月二十一、二十二日の二日間、太平洋戦争の激戦の地、硫黄島で、その戦没者の遺族及び生還者による慰霊訪問が行われました。全国各地から二百四十名が参加し、さらに村からは代表五十名が参加し、慰霊追悼式に出席すると共に、島内の戦跡、石碑を巡拝しました。両日とも夏の暑い日差しが照りつける中、日米合わせて二万人以上もの戦死者を出した硫黄島は、遺族の方々の悲しみに浸ることとなりました。終戦から五十一年を経た今も戦後は終わっていないことを実感いたしました。

また、昨年に引き続き中学生二十四名が参加し、遺族から話を聞き、暑さに身を置く中で、戦争の虚しさ、悲しさを肌で感じてくれたものと思います。追悼式では、中学生の代表が戦没者の霊前に千羽鶴と水を捧げて、次のような宣誓を行いました。

何万人もの犠牲者をだし、未だにこの地に眠っている遺骨が肉親のもとに帰っていない。この暑い硫黄島で、硫化水素ガスや高温の地下壕で戦ってなくなった方達。長田さんのお話やビデオなどの学習から私たちにできることは何か？
一水がほしかったのです。少ないのですが私達は皆さんのために水をもってきました。どうか飲んで下さい。
戦争というものがどんなに無意味で、どんなに悲惨なことか。遺族の方々の思いを、また地獄の戦場化したこの地のことを多くの人に伝えたい。
私達は絶対に戦争をやさない。そして世界に平和をもたらしたい。人になることをこの千羽鶴に誓います。

平成八年六月二十一日

小笠原の中学生一同
(原文掲載)

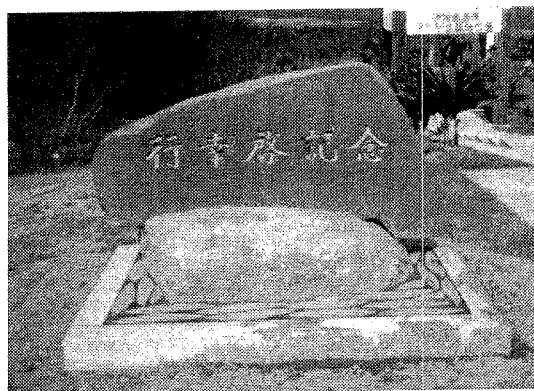
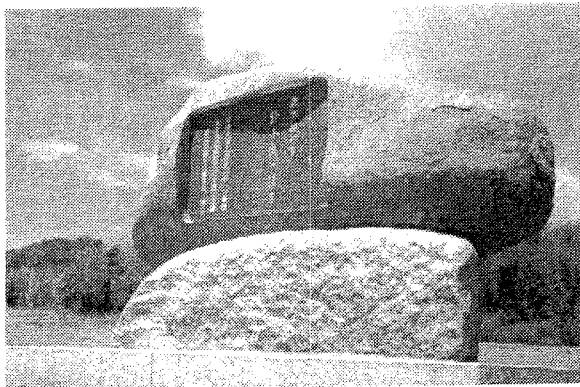
また、この慰霊訪問を機会に、硫黄島の行幸啓記念碑除幕式を六月二十一日に実施しました。村民をはじめ硫黄島旧島民の皆さんや小笠原協会など多くの方々からのお志しにより建立できましたことに厚くお礼申し上げます。

小笠原村

動物無料巡回診療の

お知らせ

昨年に引き続き、社団法人東京都獣医師会では、小笠原村・東京都との共催により、動物の無料巡回診療と飼い犬・飼いネコの不妊・



去勢手術を左記の日程で行ないます。
飼い犬・飼いネコを適正に飼養し、むやみな繁殖を抑制すること、周囲に迷惑をかけることは、飼い主のマナーであり責任です。この機会に是非ご利用下さい。

《父島》

七月十六日(火)

午前10時～正午
午後2時～4時

《母島》

七月十七日(水)

午前10時～11時
午後2時～4時

会場 母島支所

◎健康診断・犬のフィラリア予防薬をご希望の方は、直接会場にお越し下さい。

◎診療(予防接種を含む)及び不妊・去勢手術を希望される方は、薬を用意する都合がありますので、七月十一日(木)までに保健所まで電話で申し込んで下さい。

※お問合せ先

島しょ保健所小笠原出張所

☎二二九五一

村役場産業観光課

☎二二二一四

島内美化運動

参加のお礼

去る六月八日、父島で島内美化運動を行い、三三〇人もの多くの皆様のご参加をいただきました。おかげさまで、空き缶などを集めることができました。参加して下さった村民の方々はじめ、ご協力下さった各団体の皆様へお礼申し上げます。

産業観光課 産業観光係

☆父島村民会館図書室から

・返却の手続きを正しく
借りた本を返すときは、「借りた日」をメモした紙をはさんで下さい。(たくさん借りた場合もその一冊ごと) あとは返却箱に入れるだけです。特に子供さんだけで本を返すときは、家でお母さんが紙をはさんであげて下さい。

・おねがい
児童室で飲食しないで下さい
児童室は、エアコンが入っていて涼しくしてあります。学校の宿題をしに友達と集まってくる人がいますが、そのとき食べたり飲んだりする人がいます。本や室内が汚れますので、飲食は一階のロビーですて下さい。

・購入した新しい本の一部が入りました
小学館「食図典」
暮らしの手帖社
「あるく・ウォーキングのすすめ」
暮らしの手帖社
「今とむかし広重名所」
「今とむかし広重名所」
小野幹雄「孤島の生物たち」
吉岡平「風と共に去るぜよ」
原僚「さらば長き眠り」
クリストフ「悪童日記」
クリストフ「第三の嘘」

・楽しい寄贈本も入りました
「金子みすゞ全集」(全四巻)
野崎友璃香
「イルカと逢って、聞いたこと」
グルーム「フォレスト・ガンプ」
「ずっけ・シリーズ」
「にんたま・らんたろうシリーズ」
など、児童書多数

おはなし会(ようこそ)

七月のおはなし会は、星の話、大根・人参・ごぼうの話、そして

んなのかいてくれたOHPの絵でおはなしを作りました。
どうぞみなさんでいらしてください。

日時 七月十三日(土)

児童の部 九時三十分～十時

幼児の部 十時三十分～十一時

場所 父島村民会館B.C会議室

お問合せ 平田 二一三〇七六

☆「図書館」講演会のお知らせ

◎父島・母島両方

「図書室をよくする会」では、内地から専門家をお呼びして次のような講演会を開きますので、是非お出かけください。どなたでも参加でき、参加費は無料です。(経費は、東京都社会福祉協議会の助成金でまかなわれます。)

演題 「図書室は」

講師 森崎震二先生

日時 七月九日(火)

場所 父島、母島ともに

主催 図書室をよくする会

問合せ先 藤田 二一三二七一

七月のらくたげきあそび

毎月、清瀬都住集会所にて活動しています。今月もたくさんのお友達がくるのを楽しみにしています。

す。

日時 小さいおともだち(幼児)

七月二十日(土) 午後三時～四時

小学生以上のおともだち

七月二十日(土) 午前十時～十一時三十分

七月二十五日(木) 午後三時三十分～五時

場所 清瀬都住集会所

お問合せ 西田 二一三七八一

母島「フィットネス」のお知らせ

中・高年のための健康体操教室

左記の日程でフィットネスクラブを開催いたします。皆様お誘い合せのうえご参加下さい。

日時 七月二十三日(火)

会場 母島診療所二階

メニュー カンファレンスルーム

ダンベル体操 体脂肪測定 など

お問合せ 村民課 住民係 二一三一三

母島「健康づくり茶話会」のお知らせ

お知らせ

お茶を飲みながら話をしたり、体操で身体をほぐしながら楽しいひとときを過ごしませんか。当日は、保健婦が健康相談や血圧測定も行ないます。

日時 七月二十三日(火)

午後二時～三時

会場 母島診療所二階

カンファレンスルーム

内容 絵手紙を作ります

※六十五歳以上の方ならどなたでもどうぞ。絵手紙を作った方にもお礼に絵手紙を贈ります。なお、送迎を希望される方は、左記までご連絡下さい。

お問合せ 村民課 住民係 二一三一三

静沢分譲地説明会のお知らせ

静沢宅地分譲地(宿泊施設用・住宅用)の説明会と申込期限を左記によりお知らせいたします。

(一) 説明会 七月十七日(水)

日時 午後六時三十分～

場所 母島支所大広間

(二) 申込期限 七月十七日(水) から

また、申込資格と分譲概要については先月号に記載してあります。

分譲要綱の配布については、七月十七日より村役場建設水道課工務係及び母島支所庶務係において配布します。

本分譲についてのお問合せは、建設水道課工務係

二一三一五 までお願いします

リサイクルしましょう

フリーマーケット開催します

自分の家でいらぬものをほかの人にとっては、必要としたりします。捨てる前にフリーマーケットに出しませんか？売る側・買う

側たくさんの方の参加を待っています。

今回は場所が変更されました。村役場の協力により村役場第二庁舎で行ないます。日陰でゆっくりと掘り出し物を探して下さい。

日時 七月七日(日)

正午～

【雨天 七月十四日(日)】

場所 村役場第二庁舎下駐車場

問合せ先 永合 二一三〇〇五

私立高等学校授業料 軽減補助受給者の募集

資格 平成八年五月一日以降都内に居住し、私立全日制高等学校、盲・ろう・養護学校高等部、高専(一・三年)及び高修学校課程の在学

生の保護者で

①生活保護を受けている方

②住民税が非課税

③住民税が一定額以下の方

④勤労生徒

申請先 東京都教育信用組合

〒一〇一 千代田区神田須田町一十九

郵送または持参

期間 平成八年八月二十二日から

平成八年九月六日

(年一回)

詳細 都内各校在学学生は在学学校へ

・都外各校在学学生は東京都総務局

学事部学事第一課

〇三(五三二〇)七七七〇

(オートガイド)

小笠原高等学校防災訓練に
消防団実務指導

六月十九日(水)消防団啓蒙活動の一環として、小笠原高等学校での防災訓練において消防団員指導による実務訓練を行いました。訓練内容は、救急搬送法で簡単な担架の作り方(竹などの木と毛布・上着を使って)、実際の避難における弱者等の搬送についてを知らない、生徒たちは最初は照れ臭そうにしていましたが、最初は照れ臭い行なうつもりも少しづつ関心をもち一生懸命訓練をしていました。消防団は、生徒達に今回の訓練を通じて救急に対する意識を少しでも持って頂ければと考えています。実際の災害時において村民の方々の協力なしには災害活動を行うことはできません。また、消防団と住民の方々とともに密接な関係を築かなくてはなりません。今後消防団は、小笠原村のために消防活動に励んでまいりますので村民の皆様ご協力お願いいたします。

小笠原村消防団



身につけよう応急手当

応急手当の重要性

1. 応急手当の目的

応急手当の目的は、(1)救命、(2)悪化防止(3)苦痛の軽減の3点です。

(1) 救命

応急手当の一番の目的は、傷病者の命を救うこと、つまり救命にあります。したがって、傷病者に応急手当を行うときは、生命に直接関係するような症状であれば、その症状に応じた手当を常に優先して行います。

(2) 悪化防止

応急手当は、けがや病気を治すために行うのではなく、現在以上に悪化させないことを目的としています。

- ・医師の治療をすぐに受けるときは、原則として薬を用いることは良くありません。ただし、発作の場合など事前に医師から指示を受けているときは、その指示に従って薬を用います。(病気やけがを治すのは、医師にまかせます。)
- ・傷病者を動かしたり、姿勢を変えることも応急手当の中では重要なことで、胸の痛みや呼吸の苦しさを訴えている人を、仰向けに寝かせると、突然状態が悪化することがあるように、やり方によっては、状態を悪化させることになります。
- ・傷病者を動かしたり姿勢を変えるときは、手当を行う人が一方的に決めつけずに、傷病者が望むもっとも楽な方法で行います。

(3) 苦痛の軽減

突然病気やけがをした傷病者は、心身の両方にダメージを受けています。身体には、必要な手当を行い、心には励ましの言葉を掛けてあげます。

- ・応急手当は、傷病者の状態を確認しながら行い、苦痛を与えないようにして行います。
- ・「頑張ってください。すぐに救急車がきます」などと声を掛けて元気付けをします。
- ・事故が起きたことによって周囲が騒々しくなっていると、傷病者はますます不安になるので、出来るだけ静かにします。

2. 応急手当の必要性

傷病者が、突然、生命の危機に陥ったときは、その場に居合わせた人が協力し合って、生命を救ってあげる必要があります。

(1) 5分間の応急手当の必要性

救急車が要請を受けてから現場に到着するまでに平均時間5分少々です。しかし、この5分の時間が、傷病者の生命を大きく左右することになります。

(2) 自主救護の必要性

震災時や風水害等で、同時に多数の傷病者が発生したときは、平常時のように消防団・医療者等に期待することは困難です。

- ・自分たちの生命、身体は自分たちで守り、お互いに協力して近所同志助け合うように努めます。
- ・事業所では、傷病者を速やかに救護するため、常に事業所同志の協力体制に努めます。

(3) 他人を救うことが自分を救う

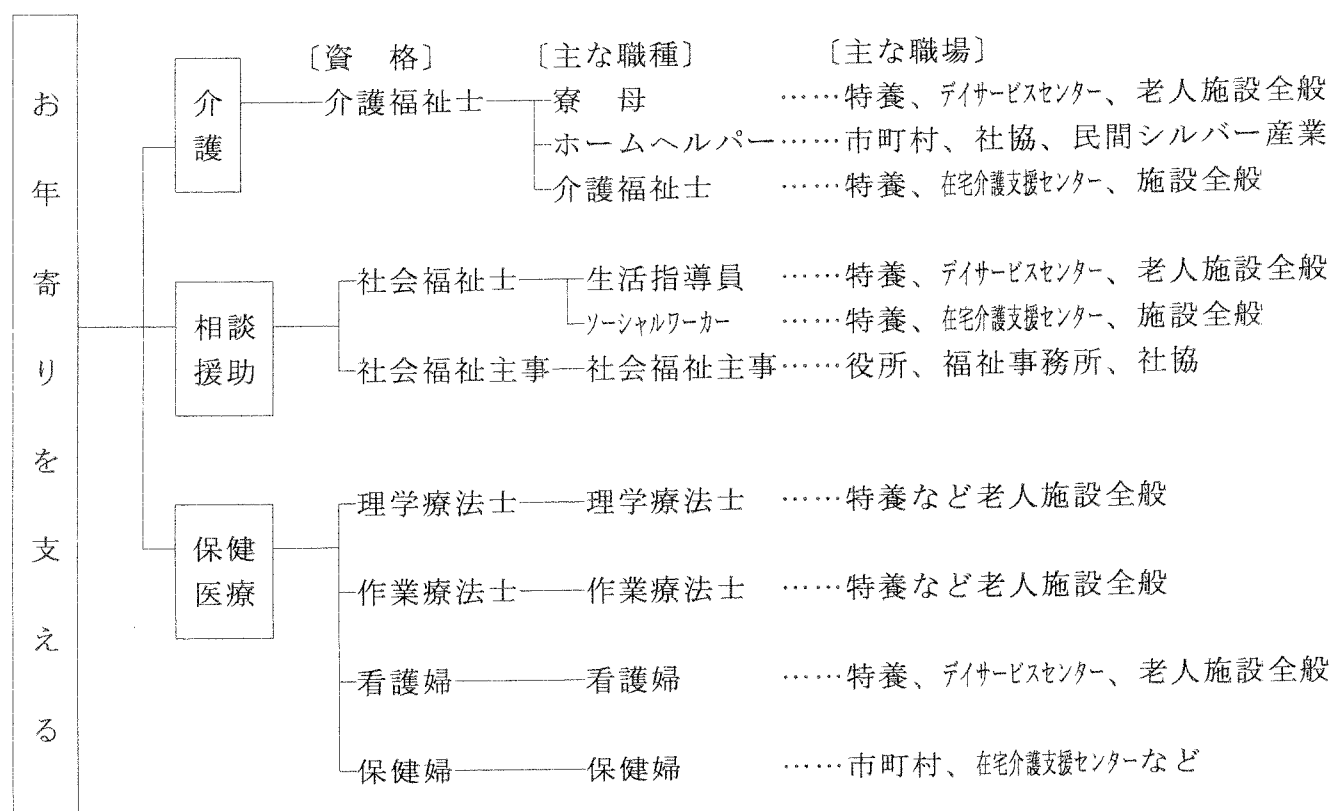
傷病者が発生したとき、そのまま放置することなく、誰かがすぐに応急手当を行うよう行なうような社会にすることが必要です。そのためには、まず、あなた自身が応急手当を覚え、いつでも助けてあげられるようにすることが必要です。そうすることによって、自分の生命も助けてもらえるようになります。

次回は、応急手当の対象者とその必要性についてを掲載します

それでは次に、資格を持っていれば、どんな職種として働くことができ、どのような勤務場所があるのか、高齢者に関わる部分のみ取り上げ、下のような体系図的にまとめてみましたので、ご覧いただきたいと思います。

例えば、高齢者の、特に介護に関係する分野においては、介護福祉士という資格があり、その資格を持っていると、寮母、ホームヘルパー、介護福祉士などの職種として採用され、職場としては、それぞれ書いてあるような職場があるというように、図を見て下さい。（決して、介護福祉士の資格を持っていないと寮母として働けないということではありませんので、ご注意下さい。）

主に高齢者福祉に関わる資格と職種と職場



以上、簡単ですが、福祉に関する資格やその役割、また資格と職種と職場について、ご説明して参りました。

冒頭に述べましたように、介護保険制度などにより、高齢者福祉のあり方が大きく変わっていく社会情勢の中で、福祉人材の役割も大きくなっていきます。

小笠原でも、介護保険や特養、3年後の地域福祉センターの開設など、村の高齢者福祉のあり方やその対応が具現化していく中で、それらに従事する人材の確保、育成が更に重要になってきます。現状、人材の確保、育成については、全般的な形で取り組んでいます。これからは、個々の職種に照準を合わせた人材の確保、育成についても、具体的に取り組んで参りたいと思います。

問合せ：村民課住民係 樋口

TEL 2-3113

高齢者、障害者、児童福祉関係の資格とその役割

資格の名称	資格の種類	役割
社会福祉士	国家資格	福祉サービスの必要な人やその家族の相談に乗り、適切な福祉サービスに結びつける
介護福祉士	国家資格	身体や精神機能が低下し日常生活を送るのに支障がある人を対象に、食事・排泄・入浴などの生活上の介護や援助を行い、同時に家族などを対象に介護指導を行う
社会福祉主事	任用資格	福祉行政やその他の分野で、専門的に相談・助言を行う
理学療法士	国家資格	物理療法や運動療法などによって、身体の機能を回復させるリハビリテーションを行う
作業療法士	国家資格	生活に関連した作業を通して、身体機能の回復を目指すリハビリテーションを行う
看護婦（士）	国家資格	医療分野で医師の医療活動をサポートする他、患者の症状を把握し、健康管理面での指導を行う。
保健婦（士）	国家資格	地域で暮らす住民の保健指導や健康管理を行う
栄養士	国家資格	食事面からの栄養管理や栄養指導を行う
調理師	国家資格	栄養士の作成した献立表に基づいて利用者の食事を作ったり、食中毒の防止など衛生管理を行う
言語療法士	協会認定資格	聴覚、言語、音声に障害のある人を対象に、機能回復訓練を行う
視能訓練士	国家資格	斜視や弱視など視覚に障害を持つ人を対象に、機能回復訓練を行う
臨床心理士	協会認定資格	心の悩みや問題を持っている人を対象に、臨床的な心理学の技法を使い、心理面での問題解決を図る
義肢装具士	国家資格	ケガや病気で手足を失った人を対象に義肢を製作したり、機能の回復を促す装具を製作し、機能回復の援助を行う
盲導犬訓練士	協会認定資格	視覚が不自由な人の歩行をサポートする盲導犬の訓練を行う
児童指導員	任用資格	児童福祉施設などで、専門的立場から子どもを指導する
保母（保父）	国家資格	保育所などで、子どもを対象に基本的な生活習慣を身につけるための援助や学習、遊びなどの指導を行う

協会認定の資格も含め、正規な資格として、高齢者、障害者、児童に関わる資格としては、以上のような資格があります。

先ほど、1 ページでいろいろな職種を並べましたが、資格が無くても仕事ができる職種は、特養の例で言いますと、③寮母、④介助員、⑩事務員の3つの職種だけで、他の職種はそれぞれの資格あるいは必要な資格を持っていないと、その職種として働くことはできません。

同様に、他の施設、サービスにおける職種で言いますと、イ、ホームヘルパー、ウ、ソーシャルワーカーの2つの職種が、資格が無くてもその職種として働くことができます。

ただ、実際の採用に当っては、資格が無くても働けるとは言え、その職種の役割や仕事の内容から考えて、それに近い資格を持っている人が採用されていることが多いのが、実態です。例えば、寮母だったら介護福祉士、ソーシャルワーカーだったら、社会福祉士の資格を持っている人が、より求められているのが実態です。

***** 平成 8 年 7 月 1 日

福祉の広場

小笠原村村民課住民係

***** TEL 2-3113

《第 16 回》

福祉関係の資格と仕事について

前回は、介護保険制度について、ご説明しました。

制度の内容の善し悪しは別にしても、この介護保険が実施されると、保険サービスを提供する人的な体制づくりやサービスを提供する場所としての施設を、各市町村は整備する必要があります。

そういう意味では、施設整備には限度がありますので別にしても、サービスに従事する人材については、どの市町村からも、さらに強く、広く、求められていく状況になっていくと思われます。

今回は、そのことを踏まえて、福祉関係、特に高齢者の福祉に関する資格と仕事について、説明いたしたいと思います。

[illegible]

この「福祉の広場」でも、以前ご説明しましたが、高齢者に関する施設は、いろいろな種類があります。それと同じように、それらの施設を運営するために、いろいろな職種の方が働いていらっしゃいます。

例えば、代表的な福祉施設で、特別養護老人ホームを見てみると、

- ①施設長、②生活指導員、③寮母、④介助員、⑤理学療法士、⑥医師、⑦看護婦、⑧栄養士、⑨調理員、⑩事務員

など、10の職種の方々が、最低、従事することになっています。

また、他の施設、サービスにおける、①～⑩以外の職種をあげますと、

- ア. 作業療法士、イ. ホームヘルパー、ウ. ソーシャルワーカー、エ. 保健婦、オ. 言語療法士、カ. 視能訓練士
などがあります。

このような多くの種類の職種の方々が、それぞれの職種の役割を果たし、協力し合うことにより、多くの高齢者の皆さんが支えられています。

ところで、上にあげましたような職種の方々には、資格が必要な職種もあれば、必要のない職種もあります。

ここで、資格には、どのような種類があるのか、また、それぞれの資格を持つとどのような役割を持った仕事をするのかについて、簡単にご説明いたします。

２ページに、高齢者や障害者、児童福祉に関する資格を、その名称、種類ごとに一覧表にまとめてみました。その資格の役割について、簡単な説明も書きましたので、ご覧いただきたいと思います。